0305.51	000	――コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	KG
0305.59		――その他のもの	
	100	―――煮干	KG
	900	―――その他のもの	KG
		―塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）	
0305.61	000	――にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	KG
0305.62	000	――コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	KG
0305.63	000	――かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	KG
0305.64	000	――ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	KG
0305.69	000	――その他のもの	KG
		―魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
0305.71	000	――ふかひれ	KG
0305.72	000	――魚の頭、尾及び浮袋	KG
0305.79	000	――その他のもの	KG
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
		―冷凍したもの	
0306.11		――いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.12		――ロブスター（ホマルス属のもの）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.14		――かに	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.15		――ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.16		――コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.17		――その他のシュリンプ及びプローン	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.19		――その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
		―冷凍してないもの	
0306.21		――いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.22		――ロブスター（ホマルス属のもの）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.24		――かに	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.25		――ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.26		――コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.27		――その他のシュリンプ及びプローン	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG
0306.29		――その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG